

第3節 全国技術交流派遣事業

(事業の目的)

第52条 全国技術交流派遣事業（以下「全国交流事業」という。）は、青年農業者組織が本県の青年農業者等を全国組織等が行う研修会に派遣し、県外青年農業者等との交流を行い、技術の向上及び経営者としての資質の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第53条 全国交流事業は、県外先進地の青年農業者等との交流をとおして、農業及び農家生活に関する調査研究を内容とする。

(事業の対象及び要件)

第54条 全国交流事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する県段階の集団とする。

2 派遣する研修会等は、全国農業青年クラブ連絡協議会、関東ブロック農村青少年クラブ連絡協議会等が主催するものとする。

3 助成の対象とする経費は、研修会等の参加に必要な経費（資料代、会場使用料、交通費、昼食代、宿泊費等）とする。ただし、アルコールの提供を伴う交流会費は対象外とする。

(事業の実施)

第55条 全国交流事業は、栃木県及び関係機関団体等との協力のもとに実施するものとする。

(申請)

第56条 全国交流事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施30日前までに、全国技術交流派遣事業助成申請書（別記様式第1号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

(給付)

第57条 理事長は申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金給付決定書（別記様式第2号）をもって申請者に通知するものとする。

- 2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第3号）を指導機関に通知するものとする。
- 3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第4号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

（報 告）

第58条 助成金の給付を受けた集団の長は、事業終了後30日以内に全国技術交流派遣事業実績報告書（別記様式第5号）を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。